一般社団法人 福岡県損害保険代理業協会 福岡南支部

代協だより 福岡南

第24号 2019年9月発行 発行者 福岡南支部 支部長 鶴田 哲也［ライフサービス株式会社］

6月13日　福岡南支部例会（オリックス生命セミナー）

「FD宣言」とは？

顧客本位の業務運営を“見える化”するために代理店に必要なことを考える

2017年1月に金融庁から「顧客本位の業務運営に関する原則」が出され、FD宣言を作成し、明確な方針を策定・公表することが企業に求められています。金融庁は保険代理店に何を望んでいるのでしょうか？

❶金融リテラシーの向上（国民1人1人が金融に関する最低限の知識を持つ）
❷資産を増やす
❸顧客の最善の利益の追求
❹商品が契約者自らのニーズにあっているか確認すること
❺乗合代理店における比較推奨

こうした情報を顧客に提供する義務が金融事業者に求めていると考えられます。

これまでに金融庁に「FD宣言」の届け出があった金融事業者の中で保険代理店はまだ126店です。まだいいか・・・とのんびり構えていることはできません。宣言の内容について吟味が必要なことは当然ですが、まずは「FD宣言している」事実が重要です。

本セミナーでは、実際にFD宣言をどのように作っていくのかをワーク形式で体験しました。作り方は決して難しいものではなく、保険代理店として「お客様のために何をやっているのか」、自社の考えや取組みについて改めて考え、言葉に書き表していく作業です。支部会員の中でも既に宣言を出す準備を進めている代理店もいます。この機会に皆さんも考えてみてはいかがでしょうか。

たくみ法律事務所より

法律ミニ講座《第9講》「SNS利用上の注意点」

いつもお世話になっております。たくみ法律事務所です。
TwitterやFacebook、InstagramといったSNSを利用する際、意図せず法律に違反している場合があります。例えば、次のような行為に注意してください。

芸能人の写真、アニメ・マンガの画像をアップする行為

肖像権、著作権侵害の可能性があります。ネット上で多く見かけますが、宣伝効果や費用対効果との関係で放置されている場合がほとんどです。

飲食店の食品偽造や芸能人の不倫などの噂について書き込む行為

名誉毀損（刑事・民事）に該当する可能性があります。なお、不確かな噂を裏付けなく書き込んだ場合、報道機関ではなく個人だからという理由では免責されません。反対に、単に「まずい」「接客が悪い」などの主観的意見を書き込むことは、悪質な誹謗中傷にならないかぎり、法的問題は生じません。

他人の名誉やプライバシーを侵害する記事をリツイートしたり、リンクを貼付ける行為

これらの行為自体も、名誉毀損・プライバシー侵害と評価される場合があります。

他にも、従業員による勤務中のSNS投稿が炎上し、勤務会社が法的責任や風評被害を受けることもありますので、SNSの利用には十分注意してください。

弁護士法人たくみ法律事務所 福岡　☎092-724-4848

9月6日（金）　福岡県代協：代理店賠責セミナー

講師：黒田 朗氏
（Chubb損害保険株式会社）

コンプライアンスと代理店の賠償責任
～消費者に信頼される代理店になるために～

【代理店賠責 日本代協新プラン】に加入している全国の代協会員から寄せられる、1日に3～5件の相談のうち、圧倒的に多いのは「保険の説明誤り・説明不足」によるものと、「事務的なミス」によるものです。また、この数週間で起きた、よくありそうな事例は、自動車の満期更改で保険内容を見直した契約者が、満期日直前に事故にあい、契約者は新しい内容での補償を期待しトラブルになったというものです。他、新種では「言った言わない」のトラブルが管理下財物担保で多いのも特徴です。

近年は、全国各地で台風や大雨などの自然災害が多発しており、火災保険が「自然災害保険」の役割を果たすことも多く、契約者と募集人での「認識の違い」がトラブルとなることも増えています。大型車庫や、屋外設備装置、高台の擁壁、建物の外の看板など、ご提案した保険商品にも拠りますが、契約に際しては一緒に現場を見る位のつもりで補償内容をひとつひとつ丁寧に確認するなどして互いの認識の違いをなくし、いつ身近で発生するかわからない災害へ備えることが重要です。

トラブルを未然に防ぐために事例から学ことと、トラブルが発生した際の賠償のために、代理店賠責は「保険のプロのための保険」になりつつあります。

講師：壹岐 晋大弁護士
（たくみ法律事務所）

代理店が押さえるべき労働問題・働き方改革のポイント

セミナー後半は、代理店が直面する“内側からの”賠償問題（労務問題）がテーマです。

知っておくべき「働き方改革」のポイント

残業時間は法律で上限「年720時間以内」「複数月平均80時間以内」「月100時間未満」と定められ、企業はそれに対応するために、毎月毎月、翌月の残業可能時間を算出して確認する必要があります。また、朝礼や昼食時の電話番、移動時間など「労働時間」としてもれがないよう把握しておかなければならない「労働時間の状況把握義務」があります。

保険代理店特有の労務問題

「みなし残業代」「管理職への残業代」「歩合給への残業代」など、保険代理店主がよく勘違いを起こしている労働問題があります。けれども残業代規制からは決して逃れることはできません。ならばどうするか・・・。
①残業代を払う、 ②残業時間を減らす、 ③残業代を払わなくてよい立場（管理監督者）にする、という選択肢がある中、「管理監督者」にするにも安易にはできず、職務内容や責任・権限、勤務態様、ふさわしい待遇など、単に役職名だけでなく実態を伴った対応が必要です。

みなさまの保険情報 INSURANCE INFORMATION　ご活用ください！

日本代協が発行している、お客様情報紙「みなさまの保険情報」は、保険商品の解説や保険業界から発信する最新情報、防災関連情報など消費者・契約者のお役に立つ内容が満載です。代理店からの【情報提供ツール】のひとつとしてご利用ください。
福岡南支部では「代協だより」に同封して支部会員の皆様に一部ずつお届けしていましたが、10月発行分からは支部例会で配布することとしました。参加してお持ち帰りください。

福岡県代協と提携

乗換えを検討している皆様へ
下取より、JCMの買取。
査定価格アップ!? ／ 新車のオプション増やせるかも？ ／ 自動車税未経過分も戻ってくる!?
下取より買取がお得。お気軽にご相談ください。

JCMの買取5つのポイント
❶買取専門35年の実績
❷プロの査定士が適正価格で評価
❸提携先様限定だから安心
❹全国無料出張査定
❺スムーズ＆スピーディー

JCM 福岡支店
担当：田崎 大地
☎0120-322-755